

令和5年7月 定例教育委員会 議事日程

1 日 時 令和5年7月19日(水) 午後1時30分から

2 会 場 伊予市役所4階 大会議室

3 出席委員

教育長	上 岡 孝
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	長 見 美 保
教育委員	上 田 晃 義

4 会議に出席した事務局職員

事務局長	窪 田 春 樹
学校教育課長	谷 仲 寿 夫
学校教育課指導主幹	相 原 勝
学校教育課指導主事	山 口 定 信
学校教育課課長補佐	福 岡 富美子
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	武 知 齊
社会教育課長	岡 市 裕 二
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美

5 協議事項等

(1) 議案審議

報告第3号 伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示の専決について

(2) 報告事項等

- ア 8月教育委員会行事予定について
- イ 事務局報告事項等について
- ウ その他

午後1時30分 開会

○窪田局長 開会

○上岡教育長 それでは、これより令和5年7月の定例教育委員会を始めたいと思います。

まず、学校訪問、教育委員さん、大変お世話になりました。

また、20日には各小・中学校1学期の終業式を終えますので、夏休みに入ります。気温も大変に上がってきて熱中症のことも非常に心配なんですけども、また各学校において感染症対策等をしていただけたらと思います。

中学校では、県総体のほうが夏休みに入ったらすぐ始まりますので、各学校出場選手おられますので、応援のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今週の金曜日ですけれども、愛媛県の市町の教育委員会の連合会がウエルピアのほうであります。教育委員さんには大変ご迷惑かけますけども、本市が会場になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、砥部町、松前町、そして伊予市の教育委員さんの合同研修会のことなんですけど、また後から事務局のほうから説明があると思います。10月24日の平日の時しか空いてないそうですので、一応この時に実施をしたいと思います。

それでは、これより日程に沿って進行してまいりたいと思います。

まず、会議録署名につきましては、7月は矢野委員さんになってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○矢野委員 はい。

○上岡教育長 続きまして、5月の会議録につきましては、事前に教育委員さんのほうに送付しておるとお思います。ご確認いただいておりますことを確認させていただきますが、会議録については承認させていただけますでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。

それでは、日程第5、協議事項等に入りたいと思います。本日は議案が1つありますので、またよろしくお願ひします。

それでは、(1)議案審議に入りたいと思います。報告第3号「伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示の専決について」、事務局のほう説明よろしくお願ひしたいと思います。谷仲課長、よろしくお願ひします。

○谷仲課長 議案書の1ページをお願ひいたします。報告第3号「伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示の専決について」についてご説明いたします。

議案書2ページをお願ひいたします。本件は、今年度より長期休業中の幼稚園預かり保育を実施するに当たり、直ちに要綱を改正する必要性が生じたため、伊予市教育委員会の権限に属す

る事務の一部を教育長に委任する規則第4条の規定により専決処分したものであります。

改正内容等の詳細につきましては、担当者より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○上岡教育長 田中課長補佐、よろしくお願いいたします。

○田中課長補佐 失礼いたします。

預かり保育事業の実施要綱については、今、課長が説明したとおり6月28日に専決とさせていただきます。この幼稚園の預かり保育については、今年度から1時間の延長を始めたことで、それに伴って実施をしばらくした後、保護者にアンケートを行いました。その結果、さらなる拡充の要望がありましたので、長期休業中も実施するよう検討を行いました。アンケートの結果の集計が先月の教育委員会の後となりまして、夏休み前には保護者に周知する必要があったために専決とさせていただきます。

3ページをお願いいたします。「伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示 伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する」ということで、改正後をご覧ください。

第6条(2) 学年始・学年末休業日、夏季・冬季休業日の後に、「(以下『長期休業期間』という。)」を追加いたしました。

第2項前項の規定にかかわらず、園長が長期休業期間に指定した日においては、預かり保育を実施することができるものとする。

続きまして、第7条に「前条第1項の」という文言を追加いたしました。

2項につきまして「前条第2項の預かり保育時間は、午前9時から午後12時までの間で保護者が希望する時間とする。」という項目を追加いたしました。

この告示は令和5年7月21日から施行するものといたします。

なお、夏休み期間中は全部で10日間ほど実施を予定しており、日数を制限することと事前予約制にするということで、園児の人数が偏るといふことのないようにしております。

以上で説明を終わります。適切にご審議をよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対してご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。ないでしょうか。

では、報告第3号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。異議ないものと認め、報告第3号につきましては承認といたします。

それでは、(2) 報告事項等に移らせていただきます。ア、8月教育委員会行事予定についてよろしくお願いいたします。

- 山口指導主事 8月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。
- 上岡教育長 それでは、社会教育課。よろしくお願いします。
- 堀内課長補佐 8月の社会教育課の行事について説明を行った。
- 上岡教育長 ありがとうございます。ただ今、学校教育課、社会教育課のほうから説明がございましたが、何かご質問等がありましたらよろしくお願いします。ございませんでしょうか。
- それでは、また何かございましたら、後でもよろしくお願ひいたします。
- それでは、イの事務局報告事項等についてに移らせていただきます。何かありませんでしょうか。それでは、ウ、その他、何かないですか。福岡課長補佐よろしくお願ひいたします。
- 福岡課長補佐 伊予地区連絡協議会視察研修について説明を行った。
- 上岡教育長 ありがとうございます。説明に対して御質問等ないでしょうか。その他、何かないでしょうか。岡市課長。
- 岡市課長 市民ミュージカルについて報告を行った。
- 上岡教育長 御質問等ないでしょうか。それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。以上で本日の会議を閉会いたしたいと思います。
- 窪田局長 閉会

午後1時45分 閉会